

高知県自治会館環境衛生管理業務委託仕様書

1 環境衛生管理技術者選任

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和 45 年 4 月 14 日法律 20 号)第 6 条第 1 号並びに同法施行規則(昭和 46 年 1 月 21 日厚生省令第 2 号)第 5 条第 1 号の規定により環境衛生管理技術者を選任し、以下の業務を行うものとする。

- (1) 環境衛生管理技術者の選任届出
- (2) 管理業務計画の立案
- (3) 管理業務計画の全面的な監督
- (4) 各種調査の実施とその結果の評価
- (5) 関係書類の作成、台帳等の整備
- (6) 関係官公庁への各種届出・報告
- (7) 関係官公庁の立入に伴う立会業務

2 空気環境の測定業務

本業務は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和 45 年 4 月 14 日法律 20 号)並びに同法施行規則(昭和 46 年 1 月 21 日厚生省令第 2 号)第 3 条第 2 項の規定により実施する。

(1) 測定項目及び測定機器

同法施行規則第 3 条第 1 項第 1 号によるもので、下記のとおりとする。

測定項目	測定機器
浮遊粉じんの量	グラスファイバーろ紙(0.3 マイクロメートルのステアリン酸粒子を 99.9 パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね 10 マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検知器
炭酸ガスの含有率	検知管方式による炭酸ガス検知器
温 度	0.5 度目盛りの温度計
相対湿度	0.5 度目盛りの乾湿球湿度計
気 流	0.2m 毎秒以上の気流を測定することができる風速計

(2) 測定点の選定

原則として 500 m²毎に 1 ポイントの測定点を求めますが、建築物の用途、構造、空調の方式、系統などの諸条件を考慮して選定する。

(3) 測定場所

測定場所は、測定方法の基準に基づき、居室の中央部に於いて測定ワゴン車を用い床上 75～150 c m の高さで測定致しますが、机の配置等により若干変更となる場合があります。

(4) 1 日の測定方法

浮遊粉じん量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率は 1 日 2 回測定し、その平均値を測定値とする方法にて行う。温度・相対湿度の測定は測定実施時の値を測定値とし、気流については測定実施時の瞬時値の平均を測定値とする方法により測定値とする。

(5) 測定時刻

- | | |
|--------|----------------|
| 第 1 回目 | 始業時のおおむね 1 時間後 |
| 第 2 回目 | 午後の就業時の中間時 |

(6)測定回数 2 か月に 1 回

(7)報告書の提出

作業終了後、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 10 条に基づく書類の様式により、「空気環境測定記録」に所定事項を記入し報告する。

3 水質検査

本業務は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和 45 年 4 月 14 日法律 20 号)並びに同法施行規則(昭和 46 年 1 月 21 日厚生省令第 2 号)第 3 条第 2 項の規定により実施する。

(1)水質検査の方法

①水質検査は、水質基準に関する省令に定める方法またはこれと同等以上の精度を有する方法により実施する。

②残留塩素の測定は、原則として DPD 法により実施する。

③水質検査及び残留塩素の測定は、飲料水を供給する最終端末の給水栓で採取した水について実施する。

④検査回数 16 項目(2 回/年)消毒副生成物 12 項目(1 回/年)

(2)水質検査結果報告について

水質基準に関する法令による様式により報告書を提出する。

(3)簡易水道検査について

貯水槽有効容量が 10 トンを超える場合は、水道法第 34 条の 2 に基づき、1 年に 1 回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査を実施する。

4 残留塩素測定

本業務は、水道法施行規則第 10 条及び第 14 条の規定(昭和 61 年 8 月 27 日衛水 163 号)に基づき実施する。

(1)残留塩素の測定方法

①測定は、DPD 法またはこれと同等以上の精度を有する方法により行う。

②測定は、飲料水を供給する最終端末の給水栓で、採取した水にて行う。

③測定回数は週 1 回とする。

(2)測定結果について

飲料水の残留塩素の測定に関しては、測定の日時・測定結果・実施者名を記載し、所定の場所に保管する。

5 貯水槽清掃業務

本業務は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和 45 年 4 月 14 日法律第 20 号)第 4 条に基づき同法施行規則(昭和 46 年 1 月 21 日厚生省令第 2 号)第 4 条第 2 号の規定、並びに水道法施行規則(昭和 32 年 12 月 14 日厚生省令第 45 号)第 23 条により実施する。

(1)作業員並びに作業の安全衛生管理

①厚生省告示第 194 号並びに「建築物環境衛生維持管理要領」に基づき、作業員は貯水槽清掃作業有資格者を以って作業を行い水道法施行規則第 15 条による健康診断を行い、その適格者のみにて行う。

②作業衣及び使用器具は、専用のものを使用し、充分なる消毒を行い、作業が衛生的に実施されるようにする。

③貯水槽内の照明、換気等に注意して、事故防止に万全を期す。

(2) 貯水槽の清掃

①貯水槽の清掃は厚生省告示第 194 号並びに「建築物環境衛生維持管理要領」により実施する。

②貯水槽内の消毒は、有効塩素 50～100ppm の濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液、またはこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用い、2 回以上の消毒を実施する。

(3) 水槽並びに給水設備の点検

①貯水槽の水漏れ、外壁の損傷、錆及び腐食の有無、マンホールの密閉、施錠の状況、水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間、並びに水抜管・オーバーフロー管および通気管等の防虫網の点検を実施する。

②給水設備の点検は次の通り

(イ) ボールタップの作動状況

(ロ) 満減水警報装置の作動状況

(ハ) フロートスイッチ又は電極式制御装置の作動状況(電極棒の汚れは清掃する。)

(ニ) 給水ポンプの運転状況

(ホ) フード弁の作動状況

(ヘ) その他 F M 弁、チャッキ弁の作動状況

(4) 貯水槽清掃後の水質検査

水張り終了後は昭和 58 年 3 月 18 日付け環企第 27 条厚生省通知で示された基準に従い次の検査を実施する。

項目	基準	検査又は測定方法
色度 濁度 臭気 味	5 度以下 2 度以下 異常でないこと 〃 (但し、臭気・味は消毒によるものは除く)	水質基準に関する省令に定める試験として柴田科学 LE-1 型試験器による方法により行う。
残留塩素の含有率	遊離残留塩素 0. 2ppm 以上 結合残留塩素 1. 5ppm 以上	D P D 法による。 D P D 法による。

(5) 実施回数 1 年に 1 回

(6) 作業報告等の提出

①貯水槽の清掃に関しては、実施年月日、実施者、作業内容、点検及び補修状況、使用消毒剤名、清掃前後並びに必要により参考となる写真を添付し、報告書を提出する。

②飲料水の水質検査及び残留塩素の測定に関する報告もあわせて報告する。

7 害虫駆除業務

本業務は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和 45 年 4 月 14 日法律 20 号)ならびに同法施行規則(昭和 46 年 1 月 21 日厚生省令第 2 号)第 3 条第 2 項の規定により実施する。

(1) ネズミ及び害虫駆除(年 2 回)

※ネズミ及び害虫の発生場所、生息場所などについて定期的に調査を実施し、調査結果に基づき、ネズミ及び害虫の発生を防止するための措置を講じること。